

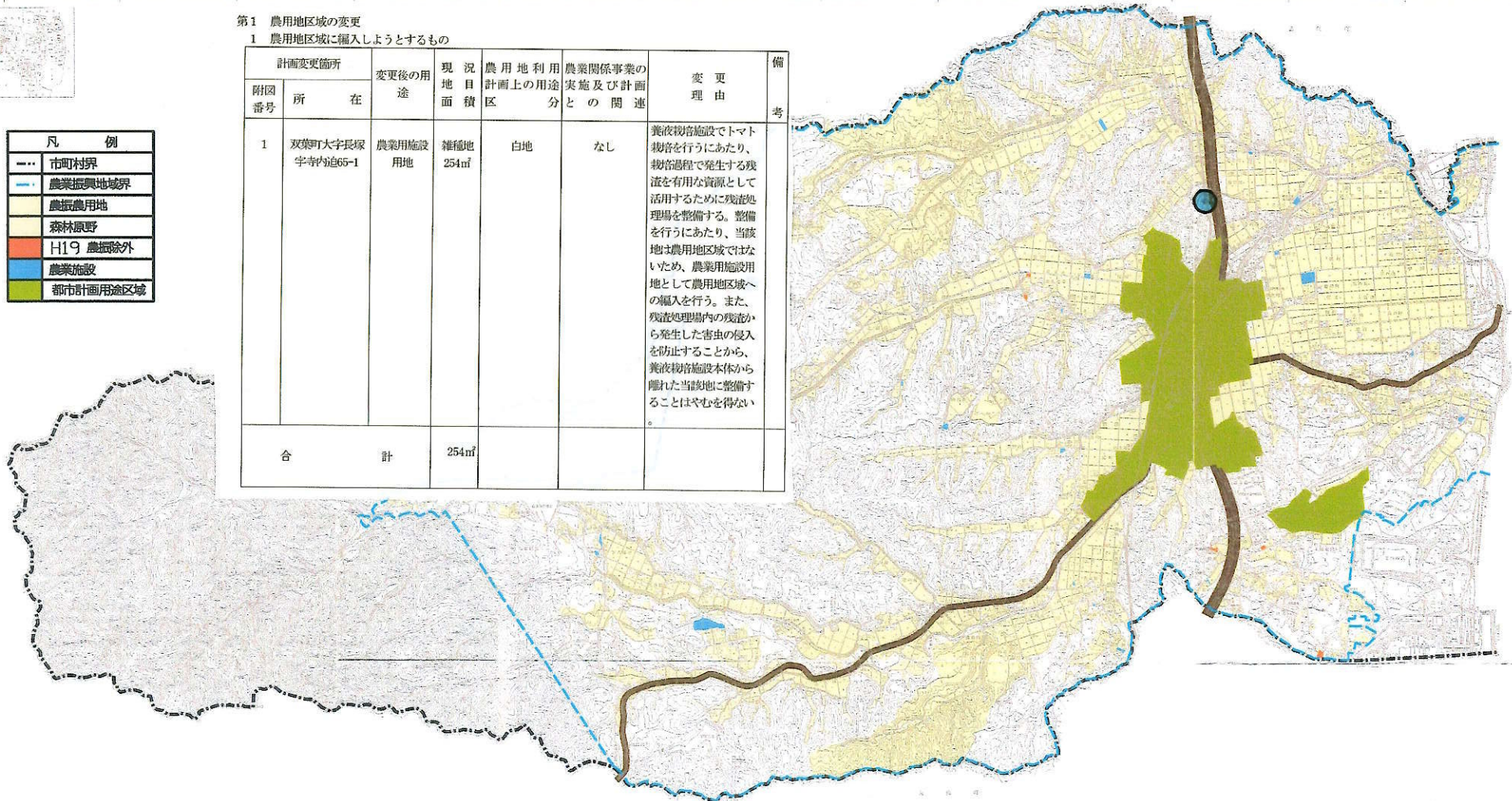
双葉町 農業振興地域整備計画土地利用計画図 (付図1号)

第1 農用地区域の変更

1 農用地区域に編入しようとするもの

計画変更箇所		変更後の用途	現況地目面積	農用地利用計画上の用途区分	農業関係事業の実施及び計画との関連	変更理由	備考
附図番号	所在						
1	双葉町大字長塚字寺内迫65-1	農業用施設用地	雑種地 254㎡	白地	なし	養液栽培施設でトマト栽培を行うにあたり、栽培過程で発生する残渣を有用な資源として活用するために残渣処理場を整備する。整備を行うにあたり、当該地は農用地区域ではないため、農業用施設用地として農用地区域への編入を行う。また、残渣処理場内の残渣から発生した害虫の侵入を防止することから、養液栽培施設本体から離れた当該地に整備することはやむを得ない。	
合計			254㎡				

凡 例	
---	市町村界
---	農業振興地域界
■	農振農用地
■	森林原野
■	H19 農振除外
■	農業施設
■	都市計画用途区域



5 : 1 : 25,000